

収骨容器の持ち込みについて

2022年4月1日

弊社施設・設備の制約および円滑な運営を確保するため、以下の遵守事項をご理解いただいた上で、収骨容器をお持ち込みください。

- (1) 持ち込み収骨容器は、葬祭業者様(またはご喪家)の責任において、収骨時に収骨室の指定場所までご持参ください。(事前のお預かりはできません)
- (2) 持ち込み収骨容器は、事前に梱包を取り外し、収骨できる状態にご準備ください。なお、梱包材などは全てお持ち帰りください。
- (3) 開封後、葬祭業者様とご喪家で収骨容器に破損・汚損が無いか、確認いただいた上で、収骨を開始します。

なお、弊社が収骨容器として適さない*と判断した場合は、弊社が準備する無料収骨容器(但し、区民葬・民生・公費火葬は有料)へお収めします。(無記名)

*収骨容器として適さない容器の一例

×木製、ガラス製、布製および手作りの容器等、耐熱性が無い(または疑わしい)と弊社が判断した収骨容器。

※後日、弊社で入れ替えを行う場合は、別途費用がかかります。

×特殊な形状(口径が15cm未満)の容器。

- (4) (収骨後)桐箱・覆等へお入れ(お包み)するにあたり、特殊な形状等の理由により、葬祭業者様にお手伝いをお願いする場合があります。
- (5) 持ち込み収骨容器の破損(収骨時の熱割れを含む)・汚損および持ち込みに伴うトラブルについては、弊社の瑕疵による場合を除き、一切免責とさせていただきます。
- (6) 持ち込み収骨容器に記名することはできません。
- (7) 全骨収骨可能な収骨容器(男性：2号相当、女性：3号相当)としてください。収骨容器にお収めできない場合は、従来どおり、所定の手続きが必要です。
- (8) 収骨容器を持ち込まれる場合、従来の収骨時間よりも長くかかる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。